

国民年金からのお知らせ

年末調整・確定申告に必要な
社会保険料（国民年金保険料）
 控除証明書が送付されます

年内に納付した国民年金保険料は、全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。
 年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、「社会保険料（国民年

金保険料）控除証明書」の添付が必要です。
 申告を行うまで大切に保管してください。
 納め忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告できます。

- 社会保険料控除証明書 - 送付時期

●平成21年1月1日～
平成21年9月30日まで
の間に納付実績のある方

平成21年11月上旬

●平成21年10月以降に
今年初めて国民年金保険料を
納付された方

平成22年 2月上旬

免除期間の 受取割合が改正されます

受取割合が改正されます

免除の種類 (納付割合)	H21.3まで免除分 に対する受取割合	H21.4から免除分 に対する受取割合
全額免除	1/3	1/2 (約16%アップ)
3/4免除 (1/4納付)	1/2	5/8 (約12%アップ)
半額免除 (半額納付)	2/3	3/4 (約8%アップ)
1/4免除 (3/4納付)	5/6	7/8 (約4%アップ)

一部免除(3/4、半額、1/4)については、納付割合分を納付されない、その期間分は未納期間となり、年金が受け取れなくなる場合があります。必ず納めましょう。

経済的な理由などで、国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除制度があります。
 国庫負担割合が増加され、平成21年4月以降の保険料免除期間について、将来受け取る年金額が増額されました。
 詳しくは、お問い合わせください。



担当:馬場(健康課)

☎ 武雄社会保険事務所
 武雄市役所
 くらし部 健康課 ☎(23)0121
 山内支所 健康課 ☎(23)9135
 山内支所 健康課 ☎(45)2906
 北方支所 健康課 ☎(36)6020

【有料広告】

相続問題、お気軽にご相談ください。

身内が亡くなり、その方所有の土地・建物の相続登記はお済みですか？ 時が経てば、相続人が多数となり手続きに時間と費用も多額になる場合があります。相続登記はお早めに済ませられることをお勧めします。

相続登記には
何が
必要？
費用はどのくらい
かかるの？

親が亡くなり、
兄弟間で
遺産分割をしたい。

夫が亡くなりました。
子供がいない場合、
夫の親や兄弟にも
相続されるのですか？

親が亡くなり、
借金があったことが
分かりました。
借金も相続されるの？

相続登記は、
専門家にお任せ
ください!!



司法書士法人 鷹法務事務所

武雄事務所 / 武雄市武雄町大字昭和833

☎0120-206-183

◎佐賀事務所 / 佐賀市東本町1-23

☎0120-290-416

◎熊本事務所 / 熊本市下町1515-2 鶴見ビル14階

☎0120-062-874